

登校拒否に関する一考察

—登校拒否児のための民間私塾の観点から—

寺尾 明人

はじめに

登校拒否は、マスコミのさまざまな報道などによって、近年ますます社会の関心を集めつつある。¹⁾その背景には、登校拒否児童、生徒が年々著しい勢いで増加しているという事実がある。

登校拒否がわが国の学校関係者ならびに研究者の間で認識され始めたのは、1950年代の終わりから60年代にかけてである。その後、30年余りにわたり、登校拒否問題克服のための研究は、おもに医学関係者ならびに心理学関係者の間でなされてきた。精神医学会、臨床心理学会、日本心理学会、日本教育心理学会、日本カウンセリング学会、日本応用心理学会などで多くの研究発表が行われている。橋本幸晴は30年余りにわたる登校拒否研究の動向をまとめているが、それによると、これまでの登校拒否研究の特徴は次の4つに要約できる。²⁾

1. 研究者が必ずしも「登校拒否」の定義を明確にしているとは限らない。また、研究テーマは集中していず、あるテーマについて深く研究が積み重ねられていくというよりも、別な視点から研究が行われることが多い。
2. 研究対象に変化がみられる。最初、研究の対象となったのは登校拒否児のみであったが、やがてその家族へ、そして、登校拒否児の属する学校や教師へと範囲が広がってきた。
3. 登校拒否の原因や要因の認識に変化がみられる。最初、登校拒否の原因は、登校拒否児個人の問題と考えられていた。それが、しだいに、父母や

家族の問題と関連づけられ、さらに、家族制度の変化・高度経済成長・進学競争など、子どもをめぐる社会状況やその変化との関連で考えられるようになってきた。

4. 民間の私塾での活動に対する研究がされていない。近年、登校拒否児を対象とする民間の私塾が増加しているが、それらの私塾でどのような治療活動、あるいは教育活動がなされているのかについて、研究がなされていない。

このような特徴を踏まえた上で、橋本は一方で、複雑化した登校拒否問題を個別のテーマごとに深く研究していくことの必要性を指摘しながら、もう一方で、個別のアプローチを超えた研究と協力が必要であることを指摘している。

本論文は、登校拒否問題を教育学の立場にたって考察する。橋本も指摘しているように、これまで登校拒否問題の研究はおもに精神医学、心理学の分野で行われてきた。ところが、教育学の分野ではあまりなされてこなかった。それは、当初この問題が個人の病理という観点から認識されたことと無縁ではない。しかしながら、登校拒否児の増加にともない、登校拒否が個人病理というよりも、むしろ社会病理、特に学校という教育の場でおこる教育現象の一つだととらえられるようになってきた。そのような認識の変化にともなって、必然的に、教育学もこの問題の研究に取り組み始めている。⁶⁾本研究もそのような研究の一つとして位置づけられる。

ここでは特に、登校拒否児を対象とした民間の私塾の問題に焦点を当てる。⁴⁾橋本の指摘のように、この問題に関する研究にはまだ手がついていない。民間私塾はこれまで、古くは「戸塚ヨットスクール」,⁵⁾近くは「風の子学園」⁶⁾のように、在籍生徒の死という事件により社会的注目を集めた。また、「東京シューレ」⁷⁾のようにマスコミに頻繁に取り上げられ、その教育実践を公にしているところもある。ところが、それらの私塾で行われている教育についての研究はなおざりにされているのである。

これまで民間の私塾に対する研究に手がつけられてこなかった主な原因は

次の2つに集約できよう。一つは民間教育施設の数が少なく、そこで行われている活動の資料も公にされていないこと。もう一つは、そのような教育施設の質がばらばらであり、研究対象としてとりあげにくかったことである。

しかしながら、民間教育施設の数に着実に増え続けている。それにつれて、そこに在籍する子ども達の数も増え続けている。これまで現実に活動している民間私塾を認知していなかった文部省も、民間私塾の実態調査に着手した。⁸⁾このような現状にあって、民間私塾の存在意義を明らかにすること、ならびにそれが提起する問題を学校教育との対比させながら研究していくことが、教育学研究にとって重要な領域となっている。本研究は、登校拒否の定義、欠席問題、原因分析のアプローチなどについて先行研究にのっとりながら、登校拒否児のための民間私塾を教育学の立場から検討することの意義を考察する。そして、そうした研究が、教育の人間化を追求していく上での一つの取り組みであることを示す。

1. 「登校拒否」の定義

「登校拒否」という用語にはまだ厳密な定義はない。登校拒否の類似概念として学校恐怖症、学校嫌い、不登校などの用語もある。ここでは、まず類似概念である学校恐怖症、学校嫌い、不登校という用語のそれぞれについて、その用語の概念を示し、その上で本研究で使用する登校拒否という用語の意味について述べる。

「学校恐怖症 (School Phobia)」は、精神医学の分野で使用された用語で、学校に行くことに対する心理的な不安、恐怖、パニックが起こることを指し、脅迫神経症の一種と考えられた。この用語を初めて使用したのは、1941年に公表された、ジョンソン (A. M. JHONSON) による母子分離不安による不安神経症の報告である。この後、この症状が必ずしも学校に行くことに対して心理的な恐怖を覚えるとは限らないことから、ミラー (T. P. MILLER) は学校恐怖症に代わるより妥当な言葉として、登校拒否 (School Refusal) という用語を用いることを提唱した。こうしたアメリカでの研究に即して、日

本でも学校恐怖症と登校拒否という用語とが精神科医達の間では併用された。しかし、現在の精神医学の領域では学校恐怖症という用語はほとんど使用されず、登校拒否という用語が腹痛や頭痛のような症状名として使用されている。

次に、「学校嫌い (Dislike School)」は文部省の統計で用いられる用語である。文部省は1948 (昭和23) 年から長期欠席者の欠席理由を調査してきた。当初、その理由は「病気」「経済的事情」「その他」の3つに分類されていたが、1967 (昭和42) 年から、それまでの理由に「学校嫌い」が加えられて4つに分類された。平成元年度の「学校基本調査の手引」によれば、それぞれの理由には次のような枠が与えられている。

「病気」は、本人の心身の故障などの事情による欠席、「経済的理由」は、家計が苦しく教育費が出せないとか、児童・生徒が働いて家計を助けなければならない等の事情による欠席、「学校嫌い」は、心理的な理由などから登校をきらっている長期の欠席、「その他」は、上記に該当しない理由による長期の欠席である。一般に、登校拒否の公式な実数はこの調査で発表される「学校嫌い」の統計数字で示される。

「不登校」は、比較的新しく使用され始めた用語で、この用語はまだ使用する人によって概念が異なっている。登校拒否という用語との違いは、拒否という言葉が主体が積極的に拒絶するというニュアンスを持っているのに対し、不登校は学校に行かない／行けないという状態を客観的に述べるというニュアンスを持っている。現在では、不登校と登校拒否という用語が併用されることが多い。

また、上記の用語ほど頻繁ではないが、学校脱落、怠学という用語も使用される。「学校脱落 (Drop-out)」は、学校という段階的に上昇していくシステムの途中で、そのシステムからはずれてしまったという意味で、システムを主体にとらえたニュアンスを持つ。「怠学 (Truancy)」は、正当な理由がなくて学校を休むこと、いわゆるずる休みなどを指している。しかし、ここで怠けるとか怠るとかという言葉は、教師や親の側からの価値観に依存している。

したがって、怠学がどんな根拠によってそう呼ばれるかは必ずしも明らかではない。

いずれにせよ、「登校拒否」という用語およびその類似用語は、この問題を認識し、理解するために、それぞれの文脈で使用されてきた。つまり、この問題に対するアプローチの仕方によって、異なる用語が用いられてきたと理解できる。しかし、この問題が社会的により大きな関心を呼び、それと同時にこの問題をどう克服するかに直面している現在の私たちにとって、言葉の定義をある程度厳密にしていくことは、これからの研究を進めていくうえで、一つの重要な課題である。

本論文は、言葉の定義に関する研究を目的とはしていないので、用語の問題にはこれ以上言及しない。しかし、筆者が本論文で登校拒否という用語を使用する際の意味は明らかにしておきたい。ここでは、歴史的な文脈および固有の使用例として複数の用語が出て来る場合を除いては、「登校拒否」という用語で論を進める。それは、登校拒否という用語以外の用語使用を認めないという立場に立つからではない。現在は、研究者間に了解された用語とその定義がないので、とりあえず「登校拒否」という言葉でこの問題を理解しようとするまでである。したがって、この用語使用は用語の研究が進んで厳密な議論が成立する前の限定的な使用であり、将来より安定した用語が定まればそれに変更されうるものである。

ここで「登校拒否」とは、子どもがその子自身の心理的な理由で学校へ行かない／行けない状態をいう。その際その子が学校に行かなければならないと思っているか、思っていないかは問わない。対象となるのは、年間に50日以上、断続的、継続的に欠席をしている児童、生徒であり、彼らを登校拒否児と呼ぶ。しかし、年間に50日以上欠席していない場合でも、登校拒否児と同じような心理的な理由で欠席日数が多い児童・生徒、ならびに欠席はしていないものの登校拒否児と同じような心理的な理由を持っている児童・生徒がいるであろうと考えられる。ここでは彼らを「潜在的な登校拒否児」と呼ぶ。

2. 登校拒否と欠席

登校拒否は、子どもが学校を欠席することで顕在化する。したがって、欠席とは何かということを考察の手がかりとしたい。

欠席とは出席に対する言葉である。つまり、出席しないことが欠席である。学校あるいは会社などのような組織では、基本的に出席／出社すべき日数と日が決められている。そして、一旦きめられた出席日／出社日に対しては、出席／出社するのが義務であるとみなされる。たとえば、ある中学校の出席日が年間256日だと決められていれば、その中学校の生徒は230日全部出席するよう求められる。つまり、出席日に学校には行くのは当たり前で、病気や怪我などでやむおえない場合を除いて学校を休むことは悪いことだとされる。親、教師、子どものみんながそう思うことによって、そのような了解が成立する。

出席とは学校に行くことであるが、現実には単に学校に行けばよいというものではない。学校では始業時間と終業時間が決められている。かりに始業時間が朝8時30分で、終業時間が午後3時だとしたら、子ども達はその時間帯を通してずっと学校にいたことが求められるのである。もし始業時間に遅れば、そらは遅刻と見なされる。また、もし修業時間より早く帰れば、それは早退とみなされる。もちろん、遅刻も早退も良いことだとは見なされない。生徒は多くの場合、遅刻や早退をすることは悪いことだと教えられる。そして、遅刻回数や早退回数は出席日数の内訳として教え上げられ、公文書である成績表に記録される。これが無言の圧力となり、生徒は学校に時間通りにきて時間までいること、それを1年間毎日毎日繰り返さなければならないと意識させられるのである。

一般的に、学校はその成立と同時に出席／欠席の問題をかかえる。学校側の出席を義務づけようとする力は常に生徒の欠席したいという欲求を押さえつけることになる。こう考えると私たちの現在の社会は、学校側にとって非常に有利な観念が支配している社会だということができよう。だが、このよ

うな私たちの社会常識、つまり、学校への出席義務の観念に対する社会の了解は、学校の成立と同時に存在したわけではない。日本の場合、明治5年の学制施行以降、近代の公教育制度を社会に定着させていく過程で、この社会常識はしだいに形成されていったのである。

公教育は、当然の事ながら、いきなりその目標を達成したわけではない。まず、その制度を社会制度として根づかせるために、就学率を向上させることに重点が置かれた。これは日本に限らず、公教育制度を導入した近代国家が、いずれの国でも直面した問題であった。現在、先進諸国と呼ばれている国々は高い就学率を達成しているが、開発途上諸国の中には、まだまだ就学率を向上させることができないでいる国々も多い。日本は、よく知られるように、他の国々に比べて驚異的な早さで就学率ほぼ100%を達成した国である。図1から分かるように、明治30年代には就学率90%を突破し、明治末年にはほぼ100%を達成している。

明治初年、公教育制度の社会的な意味と役割、ならびにその価値を理解できていなかった一般大衆は、必ずしも子どもを学校にやることに優先的な価値をおいてはいなかった。農民は農作業が忙しければ子どもに学校を休ませた。学校にやるよりも、農作業に従事させた方が、現実的な利益になったからである。また、学校に子どもをとられることへの反発から、学校焼き打ち事件という今では考えられないような事件も起こった。しかし、学校にやること、そして学校で良い成績を取ることが、新しい社会制度の中でよりよい社会的地位を得ることにつながるということが理解されると、国民は優先的に子どもを学校に通わせ、そこで少しでも良い成績をとらせることに価値をおくようになった。そのような中で、日本は農業社会から産業社会へと移行していったのである。それにつれて、産業はしだいに高度化し、高度化し続ける産業社会を構成する能力を持った国民の育成が要求された。それが大衆教育の高度化となって、現在の学習社会、あるいは学校化社会を形成していったのである。

就学率の向上と欠席率の低下、そのような社会現象の中で、欠席に対する

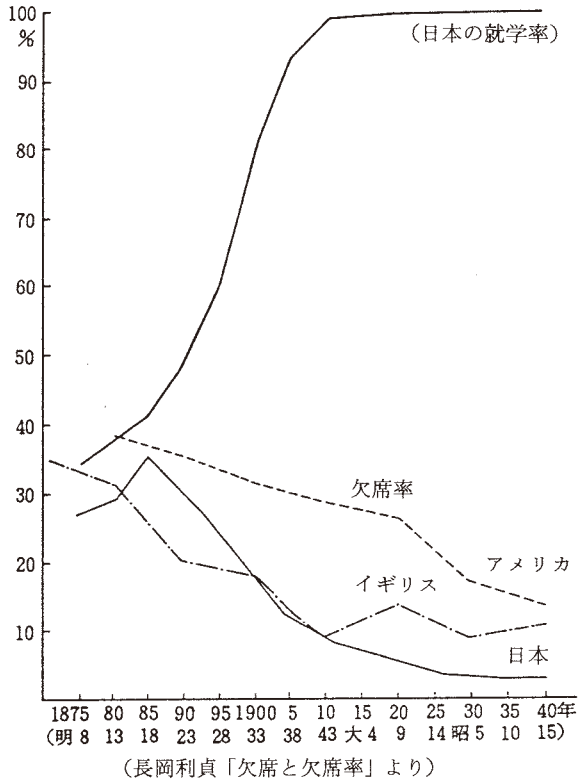


図1 欠席率の比較

社会の考え方も徐々に変わって行った。「明治・大正期の欠席の背景には貧困の問題があったことは言うまでもない。子どもを家事や家業に使うことはごく普通のことであったし、家族の看病のために欠席することは賞賛されることであった。また、公衆衛生の水準が低かった当時としては、赤痢・腸チフスなどの消化器系の伝染病、オコリ、寄生中などの風土病また結核なども少なくなかった。『家』の冠婚葬祭のための欠席は当然のこととされ、地域の祭礼には学校を欠席して参加することが認められていた。地域の宗教的行事が学校教育に優先していたのである」⁹⁾これと比べると、現在の欠席の背景はずいぶん異なっている。現在公に認められる欠席は、病気、怪我などのやむお

えない事情の他は忌引ぐらいであろう。親は家庭のさまざまな事情よりも学校に行くことを優先させる。そして、子どもが学校を休むことを罪悪視する。「欠席を罪悪視するという風潮が生まれるのは、平均欠席率が2%を割った1960年代の、日本経済成長期とほぼ一致していると思われる。皮肉なことに、ちょうどこのころから、登校拒否という特異な欠席が目立ってきたのである」¹⁰⁹

欠席にはやむおえない欠席がある。つまり、基本的に欠席は悪いことだとされるが、欠席はさらに、正当な理由に基づく欠席と正当な理由に基づかない欠席とに分けて受け止められるのである。正当な理由に基づく欠席とは、公式には、病気による欠席、事故による欠席、出席停止である。

病気による欠席とは風邪などの体調不良による短期から長期の欠席である。生身の体を持った人間は機械のように体調を維持することはできない。学校生活を送れないような身体的状態になることはある。これは人間が人間である以上当然起こりうることである。事故による欠席も短期のものから長期のものまで事故と怪我の割合によってさまざまである。この場合も身体的に学校生活を送れない欠席である。出席停止とは、学校保健法第12条に規定された伝染病（インフルエンザ、風疹、流行性耳下腺炎、水痘など）にかかった場合の出席停止で、これも病気感染を広げないための当然の措置である。また、近親者の死亡による忌引は社会的了解事項として学校に優先される。これらはいずれも止むを得ない欠席とされるので、休ませる親、休む子ども、休まれる教師・学校の三者とも欠席を納得、了解し、欠席による問題は生じない。

一方、正当な理由のない欠席は怠学とみなされる。どんな基準で怠学と認定するかは明かでないとい先に述べたが、教師側あるいは親にとって納得のいかない理由で、もしくは理由なく（親や教師には、時には本人にさえも、そう思える）子どもが学校を休む場合がこれに当たる。このような欠席に対しては、学校側はそのような欠席を子どもがしないよう指導することを教育の一環だと考える傾向が強い。したがって、教師がある子どもの欠席を怠学だ

と理解した場合には、教師はその子が怠学による欠席を再び繰り返さないよう、子どもあるいはその親にさまざまな働きかけを行うのである。

このように、正当に認められた欠席の機会をきわめて稀であり、学校への出席義務は非常に厳密で、強い強制力を持ったものになっているといえよう。したがって、雨の日になんとなく学校に行きたくないとか、気分が乗らないのでなんとなく学校に行きたくないといった人間的な感情は考慮に値しない感情だと裁断される。少なくとも、現在の学校ではそのようなシステムへの忠誠心と管理とが行き届いているのである。

さらに、怠学とみなされる欠席だけでなく、遅刻も早退も欠席同様悪いことだと見なされる。ところが、そらがどのような根拠に基づいて悪いことであるのかを教師が生徒に説明する機会はありません。そらは直ちに悪いこと、してはいけないことだと見なされるのである。少なくともそれは道徳的な悪ではないにもかかわらず、あたかも道徳的な悪であるかのような印象を与えることが多い。そして、教師は遅刻と早退、特に遅刻の取締まりには特別な教育的指導価値を与えているかのようなようである。遅刻は単に遅刻日数を数えられるだけでなく、なんらかの罰則をとまらうことすらある。遅刻の取締まりが過度にいきすぎると、これは子ども達に対する恐怖となり、その中から時には神戸の高塚高校でおきた女生徒の校門圧死事件のような悲劇が生まれる。⁴⁰この事件は教育的指導という美名のもとに行われている学校の生徒管理が、果たして本当に教育的指導でありうるのかどうかを強く社会に投げかけた事件であった。1秒でも時間に遅れれば校門を締め出され、激しい叱責を受けなければならない毎朝を、子ども達はどのような気持ちで迎えているのだろう。

ある教育的立場に立てば、毎日の時間を厳守し、しかも欠席しないことは、他の校則を守ることと同じように、将来の社会生活を円滑に行うための訓練という教育的意味を持つという。この立場は、学校の規則を遵守させる指導が社会の規則を遵守させる指導と不可分のものであるとの立場に立つ。逆に言えば、学校の規則を守れない人間は、将来社会の規則を守れない人間

になる、と言っているかのようである。しかし、これは教育学的に証明された理論ではない。そのように物事を単純化してとらえる立場は、非常に機械的で狭い人間観に立つものではないだろうか。恐怖心をともなった強制された規則遵守が自由で自律した人間形成を阻害するのではないかという問いかけが必要であると思われる。

しかしながら、この問題の難しさは、非常に厳格で強制的な欠席、遅刻、早退への態度が子ども達の生活を平穏にしないからといって、では欠席、遅刻、早退を子どもの気ままな気分にかかせていいかということ、そういうわけにもいかないという点である。A. S. ニールの創設したイギリスのサマーヒルをはじめとする自由教育の実践校では、学校生活全般にわたるルールづくりを生徒の自主性に任せている。⁹²そのような学校では、欠席、遅刻、早退の選択と決定も子ども自身の判断に委ねられるであろう。それで学校運営が可能となるのは、それらの学校が学校生活全般で本当の自由とはなにか、自由と勝手気ままとはどう違うのかというように自由の意味を常に子ども達に問いかけ、自立した人間形成を行っているからである。ところが、現在の日本の公立・私立学校でそれと同じような事態はなかなか起こりにくい。だから勝手気ままで我がままなルール無視の風潮がででける恐れは十分ある。したがって、この問題は欠席、遅刻、早退をしたかしないか、という単一的な見方だけでなく、どのような人間形成を理想とするのかという教育目的や、学校社会における教師と生徒との人間関係といった視点と関連づけながら、さらに研究される必要がある。

3. 登校拒否の実態

1年間に連続、または断続的に50日以上欠席した児童・生徒を長期欠席者と呼ぶ。登校拒否児はこのうち、「学校嫌い」を理由として長期欠席者のことを指す。したがって、登校拒否とは多様な欠席形態の中の一つの形態である。登校拒否が欠席問題の中でも特に取り上げられるようになった理由は、その急激な児童・生徒数の増加である。表1は、理由別長期欠席児童・生徒数を

表したものである。この表から分かるように、小学校では「病気」「経済的理

表1 理由別長期欠席児童・生徒数

| 年度間 | 小学校 | | | | | 中学校 | | | | |
|-----|--------|--------|-----------|----------|-------|--------|--------|-----------|----------|-------|
| | 計 | 病気 | 経済的 理由 | 学校 嫌い | その他 | 計 | 病気 | 経済的 理由 | 学校 嫌い | その他 |
| 昭53 | 23,055 | 16,810 | 299 | 3,211 | 2,739 | 26,075 | 11,997 | 496 | 10,492 | 3,153 |
| 54 | 24,350 | 17,757 | 271 | 3,434 | 2,888 | 27,804 | 11,960 | 516 | 12,002 | 3,326 |
| 55 | 24,660 | 17,714 | 262 | 3,679 | 3,005 | 29,653 | 12,150 | 527 | 13,536 | 3,440 |
| 56 | 23,409 | 16,529 | 266 | 3,625 | 2,989 | 32,679 | 12,327 | 616 | 15,912 | 3,824 |
| 57 | 22,484 | 15,466 | 254 | 3,624 | 3,140 | 38,245 | 12,943 | 656 | 20,165 | 4,481 |
| 58 | 22,933 | 15,483 | 347 | 3,840 | 3,263 | 43,435 | 13,812 | 719 | 24,059 | 4,845 |
| 59 | 22,699 | 15,460 | 264 | 3,976 | 2,999 | 46,887 | 14,696 | 723 | 26,215 | 5,253 |
| 60 | 21,218 | 13,944 | 188 | 4,071 | 3,015 | 49,948 | 15,487 | 672 | 27,926 | 5,863 |
| 61 | 20,756 | 13,248 | 146 | 4,407 | 2,955 | 52,055 | 15,579 | 719 | 29,673 | 6,084 |
| 62 | 21,401 | 12,928 | 108 | 5,286 | 3,079 | 56,312 | 15,645 | 571 | 32,725 | 7,371 |

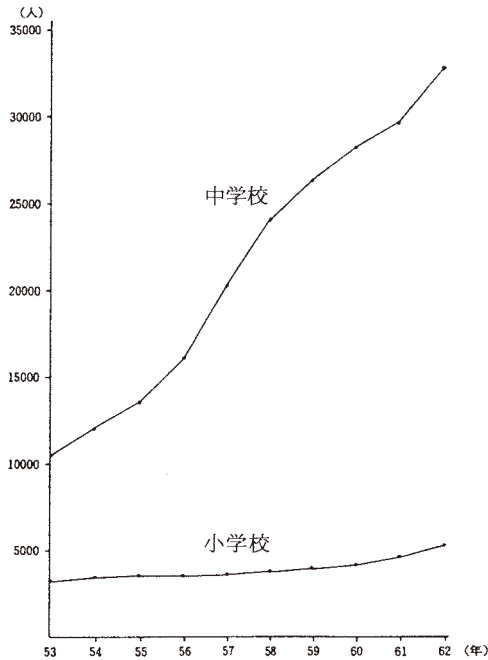


図2 「学校嫌い」の増加

由」による長欠者が減少している一方で「学校嫌い」が「その他」の伸びを上回って増加している。また、中学校ではどの理由も増加しているが「学校嫌い」の増加は著しく飛び抜けている。また、図2は、小学校と中学校の「学校嫌い」の増加を表したものである。これを見ると小学校よりも中学校で登校拒否問題が年々深刻さを増していることが分かる。

また、文部省中学校課の調査による「問題児童生徒の調査」によれば、登校拒否の様態は表2のように分類されている。この表を見ると小学校・中学校とも登校拒否の様態に共通点が見いだせる。すなわち、「怠学いわゆるずる休みによる拒否とみられる型」が1番で、「不安を中心にした情緒的な混乱によって登校しない、神経症的な拒否の型」がそれに続き、この二つで全体の70~80%を占めている。

さらに、表3は同じ調査による登校拒否に陥った直接のきっかけである。小学校では「その他・不明」「友人関係をめぐる問題」「病気による欠席」「両親等の不和」「学業の不振」の順であるのに対し、中学校では「その他・不明」「学業の不振」「友人関係をめぐる問題」「両親等の不和」「病気による欠席」の順になっている。これにより、登校拒否のきっかけの特徴として次の2点を指摘できる。一つは、小学校、中学校とも登校拒否のきっかけのトップが「その他・不明」となっていること。これはきっかけが掴めていない登校拒否の存在を浮かび上がらせる。もう一つは、中学校では「学業の不振」による登校拒否が全体の5分の1を占めている。これは大学受験体制と無縁ではないであろう。

こうした実態から私たちは、この問題に対するなんらかの明確な対処がなされない限り、今後とも登校拒否児童・生徒数は増え続けるであろうこと、さらにはその原因ならびに対処法はなかほか見つかりにくいであろうことを推察できる。

表2 登校拒否の態様

単位：人，％

| 区 分 | 小 学 校 | | 中 学 校 | | 計 | |
|--|------------------|------------------|--------------------|------------------|--------------------|------------------|
| | 登校拒否 児 童 数 | 構 成 比 | 登校拒否 生 徒 数 | 構 成 比 | 登校拒否 者 数 | 構 成 比 |
| 不安を中心とした情緒的な混乱によって登校しない、神経症的な拒否の型 | 1,855 (1,234) | 35.1 (28.1) | 7,773 (6,367) | 23.8 (21.5) | 9,628 (7,601) | 25.4 (22.4) |
| 精神障害による拒否で、精神的な疾患の初期の症状とみられる型 | 142 (128) | 2.7 (2.9) | 889 (931) | 2.7 (3.1) | 1,031 (1,059) | 2.7 (3.1) |
| 怠学すなわちいわゆるゆるゆるの休みによる拒否とみられる型 | 2,056 (1,973) | 39.0 (44.9) | 17,605 (16,278) | 53.9 (55.1) | 19,661 (18,251) | 51.8 (53.8) |
| 身体の発育や学力の遅滞などから劣等感をもち、集団不適応に陥り、登校を拒否する型 | 229 (181) | 4.3 (4.1) | 1,954 (1,657) | 6.0 (5.6) | 2,183 (1,838) | 5.8 (5.4) |
| 転校や入学時の不適応、いやがらせをする生徒の存在などの客観的な理由から登校を拒否する | 273 (197) | 5.2 (4.5) | 1,817 (1,756) | 5.6 (5.9) | 2,090 (1,950) | 5.5 (5.7) |
| 学校生活の意義が認められないというような独自の考え方から、登校を拒否する型 | 94 (89) | 1.8 (2.0) | 685 (720) | 2.1 (2.4) | 779 (809) | 2.1 (2.4) |
| その他・不明 | 629 (588) | 11.9 (13.4) | 1,932 (1,850) | 5.9 (6.3) | 2,569 (2,438) | 6.8 (7.2) |
| 計 | 5,278 (4,390) | 100.0 (100.0) | 32,655 (29,556) | 100.0 (100.0) | 37,933 (33,946) | 100.0 (100.0) |

注：1 ()内は、昭和61年度間の数値である。

2 態様の分類は、教育センター等の客観的な判定（診断）を参考に学校が行ったものである。

表3 登校拒否に陥った直接のきっかけ

単位：人，％

| 区 分 | 小 学 校 | | 中 学 校 | | 計 | |
|-----------------|------------------|------------------|--------------------|------------------|--------------------|------------------|
| | 登校拒否 児 童 数 | 構 成 比 | 登校拒否 生 徒 数 | 構 成 比 | 登校拒否 者 数 | 構 成 比 |
| 友人関係をめぐる問題 | 745 (542) | 14.1 (12.3) | 5,997 (5,804) | 18.4 (19.6) | 6,742 (6,346) | 17.8 (18.7) |
| 教師との関係をめぐる問題 | 143 (101) | 2.7 (2.3) | 528 (357) | 1.6 (1.2) | 671 (458) | 1.8 (1.3) |
| 学業の不振 | 477 (331) | 9.0 (7.5) | 6,595 (5,898) | 20.2 (20.0) | 7,072 (6,229) | 18.6 (18.3) |
| クラブ活動・部活動でのトラブル | 14 (8) | 0.3 (0.2) | 502 (489) | 1.5 (1.7) | 516 (497) | 1.4 (1.5) |
| 親のしっ責 | 258 (184) | 4.9 (4.2) | 1,370 (1,198) | 4.2 (4.1) | 1,628 (1,382) | 4.3 (4.1) |
| 両親等の不和 | 568 (611) | 10.8 (13.9) | 3,975 (4,122) | 12.2 (13.9) | 4,543 (4,733) | 12.0 (13.9) |
| 病気による欠席 | 619 (472) | 11.7 (10.8) | 3,212 (3,031) | 9.8 (10.3) | 3,831 (3,503) | 10.1 (10.3) |
| その他・不明 | 2,454 (2,141) | 46.5 (48.8) | 10,476 (8,657) | 32.1 (29.3) | 12,930 (10,798) | 34.1 (31.8) |
| 計 | 5,278 (4,390) | 100.0 (100.0) | 32,655 (29,556) | 100.0 (100.0) | 37,933 (33,946) | 100.0 (100.0) |

注：()内は、昭和61年度間の数値である。

4. 登校拒否の原因分析

登校拒否をおこした子ども達は学校に行かない。彼らの多くは家にいる。ところが、多くの親は自分の子どもが学校に行かないで、家にとどまりはじめると、子どもがそのような状態になったこと、ならびにそれが継続することに対して大きな不安を覚える。この時、親がわが子の登校拒否を相談できる相手は、学校の教師、精神医学の専門家、教育委員会の設置する行政の相談所⁹³、カウンセリング機関⁹⁴等などである。

登校拒否問題の複雑さは、それが心因性に基づくものだけに、個々のケースによって問題解決への対処法が異なるという点である。それが神経症レベルでの症状（おもに母親からの分離不安という心理を中心としたものなど）であるのか、精神病レベルの症状（精神病の初期症状と考えられるもの）であるのか等の理解の仕方によって、それへの対処法は変わる。同様に、心身症レベルの症状（何か本当の原因は別にあるのだが、それが身体症状に転換されて現れるもの）であるのか、本人の性格によっておこる症状（引っ込み思案、気の弱さなど）であるのか等の理解の仕方によっても、対処法は変わる。

さらには、登校拒否の背景に本人の問題と深く関わって親の問題、教師の問題、友だちの問題、学校の問題、社会体制の問題なども指摘できる。しかも、一人の登校拒否児が一つの原因を持っているというわけではなく、むしろいくつかの原因を重複して持っていると考えられるから、対処法はさらに多様になる。そう考えると、登校拒否に対する私たちのとるべき態度が明らかになる。すなわち、私たちは登校拒否をおこした子どもの個人史の中に、それなりの理由があるという態度を持つべきである。したがって、原因分析には複眼的な視点と、登校拒否に陥ってしまった子どもに対する寛容な視点が必要である。

伊藤隆二は登校拒否に取り組む心構えとして次の5つを提言している。⁹⁵

- ① 「登校拒否」を「病」と考えないこと。登校拒否は治療の対象ではな

い、悩みを分かち合うことこそが大切である。

- ② 「登校拒否」の原因は、家庭にあるとか、学校にあるとか言うように単純化しないこと。それを探っていけば、我々の社会における諸矛盾に帰結する。
- ③ 「登校拒否」は登校させることで解決すると考えないこと。肝心なのは、子どもが「生きる目当て」を持って生きることであって、単に登校することではない。
- ④ 「登校拒否」の責任は、すべての人にあることを確認し合うこと。学校が子どもにとって魅力あるか、家庭が心地よいか、社会がだれもが生き甲斐をもてる場になっているかを反省しよう。
- ⑤ 「登校拒否」は臨床心理の問題ではなく、「生き方」の問題であること。互いに足の引っ張り合をやっているうちは、登校拒否児は増え続けるであろう。だれもが希望に満ち、晴れ晴れしい気持ちで生きられる状況をみんなで作っていきこう。

この提言は、これまで登校拒否問題を子どもの個人病理として考えがちな学校教師ならびに関係者の認識を、子どもの個人病理ではなく、自分達の社会が直面している「生き方」の問題として考える共感的な認識に変えていくことを主張している。この提言に沿えば、登校拒否の原因分析は、登校拒否がおこらないですむような、子ども達にとって安心して幸福な生活が送れるようなよりよい学校づくりへとつながるであろう。

5. 登校拒否児のための民間私塾

登校拒否児を対象とした民間の教育施設にはさまざまな形態のものが存在していると予感される。しかし、残念なことに、その実態を正確に把握した調査は今までにない。法務省が1989年に発表した「不登校児の実態について」によれば、登校拒否児のための民間の私塾は少なくとも22あると報告されている。しかし、登校拒否児の増加と比例するように民間私塾も急激に増加しているため、実数はこの数字をかなり上回るものと思われる。ただ、民間

私塾には規模や対象や内容などさまざまなレベルがあり、どのような条件をそろえているところを民間私塾と呼ぶかは今後の課題である。

文部省はこれまで登校拒否児に対しては都道府県などの教育センターを中心とする行政の相談機関での対応をしてきた。その際、登校拒否は、特定個人や家族の問題だととれえられていた。文部省が1983年に作成した「登校拒否」生徒指導資料では、登校拒否は「性格的な要因が非常に重要」「母子間の情緒的依存関係が背景に多い」などと認識されている。しかし、1990年の暮れに文部省の学校不適応対策調査研究協力者会議が出した中間報告は、登校拒否を「特定個人の問題」ではなく「どの子にも起こりうる、今の社会全体の問題」だとして、その認識を大きく転換した。そして、登校拒否は「学校に過剰な期待をよせる家庭の風潮」「受験競争をあおる社会」など様々な要因が複雑に絡み合った問題としながら、対応として、次の4つの柱を打ちだした。⁹⁹

- ① どの子にも起こりうるという視点が、予防的観点から特に必要
- ② 学業不振、いじめ、教師への不信など、学校生活上の問題で登校拒否に陥る場合が文部省調査で4割を超えており、学校、教師の努力がきわめて重要
- ③ 指導した子の三分の一が学校に復帰しており、学校、家庭、専門機関の連携でかなり問題を改善できる
- ④ 学校復帰が解決ではなく、子どもが自立する力を身につけることが重要なので、必要かつ適切と判断した場合は、当面、学校以外の機関での適応指導をも検討する

学校以外の機関とは、その時点では各自治体の相談学級や適応指導教室などが考えられ、民間の教育施設などはその存在は認知されたものの、教育機関としての位置づけや役割分担については後の検討課題とされた。そのような経緯を受けて、文部省は1991(平成3)年度に入って登校拒否児の通う民間私塾のサンプル調査に着手し、まず首都圏を中心としたサンプル調査が5月から始まった。ところが、7月の末、広島で「風の子学園」の事件がおこっ

たことをきっかけに、その直後、文部省は急遽全国の登校拒否児の通う民間私塾の調査を各都道府県教育長に指示した。現在進行しているこの実態調査が、初めての本格的な調査であり、おそらくこの調査結果によって民間私塾の全体像が把握できるであろう。

登校拒否児のための民間私塾といった場合、その形態が多様であるので少し整理しておく必要がある。ここでまず押さえておかなければならないのは、登校拒否をおこした子ども達の中に、学校でない教育機関になら行くことのできる子ども達がいるということである。つまり、学校には行けなけれど、塾には行ける子ども達がいるのである。その時の塾には2通りある。一つは、いわゆる子ども達一般を対象にしている学習塾であり、もう一つは登校拒否児を対象としている専門的な塾である。前者は町の中にたくさん存在する。学習の遅れを取り戻す補習的な塾から進学塾まで多様であるが、いずれにせよ学校の知識体系にのっとった学習を指導する塾であり、登校拒否児の子どもが通い始めたとしても、必ずしも登校拒否問題に対する理解や指導があるとはいえない。これに対して後者は、登校拒否児を対象としているので、その指導の前提に登校拒否問題に対する認識と理解が存在する。それはさらに2通りのタイプがある。一つは、登校拒否児だけを対象とした塾で「東京シューレ」がその代表格である。もう一つは、登校拒否児だけでなく、自閉症や非行少年などを対象とした塾で、「戸塚ヨットスクール」や「風の子学園」などがその例である。

ここで考察の対象とするのは後者のタイプの私塾である。その中で現在、最も組織的に活動しているのが奥地圭子の設立した東京シューレである。奥地は東京シューレの活動だけでなく、「登校拒否を考える会」という全国ネットの活動組織の事務局となり、登校拒否問題に関するさまざまな運動を行っている。東京シューレはマスコミに最も頻繁に取り上げられる私塾でもあり、登校拒否問題の先頭にたつて社会に問題提起を行ってきた。奥地の思想はさまざまな場所で語られ、東京シューレの実践は実践記録として出版されている。これは登校拒否問題の実践としては極めて貴重な実践である。そ

の実践記録に匹敵するような実践記録はまだ他に生まれていない。

しかしながら、東京シュールレの実践を手がかりとして、登校拒否施設の実践が同じようなものであると判断することは危険である。さきにひいた戸塚ヨットスクールや風の子学園の例のように、在籍生徒の死亡事件が発生するケースすらあるのである。つまり、登校拒否児を対象とした民間施設の教育の質はピンからキリまでであるのである。換言すれば、子どもの学習権を学校に代わって保障しようとする施設から、子どもの生存権をも脅かしてしまうものまで混然一体となって存在しているのである。これは社会にとって決して望ましいことではない。少なくとも教育者は、そこで行われている、あるいは行われようとしている教育がどのような質の教育であり、何を目指してどんな方法をとっているのかということを明らかにしていく必要がある。また、そのような研究の公表は民間私塾の教育の質を高めていくことにもつながるであろう。その意味から、教育学にとって民間私塾の研究は急務の課題である。

6. 民間私塾研究の教育学的視点

現在4万人を越える小学生、中学生が登校拒否をしている。これは義務教育就学者数全体からみれば、まだ1%にも満たない人数であるが、たとえわずかであるにしろ、登校拒否問題は学習権の保障という重大な問題を抱える。すなわち、登校拒否をしている子ども達は、多くの場合、家の中に閉じ込められがちなので、学習の機会を持たないのである。

親が最も心配するのは、子どもが義務教育を受けないことによって将来被るであろうと予想される社会的な差別や被害である。現在の日本社会は、日本語による文字社会であり、社会生活を円滑に行い、職業選択などのさまざまなレベルでの社会生活を送る上で識字能力を欠くことはできない。もしも現代社会で識字能力を欠くならば、書籍・新聞・公文書などのさまざまな活字媒体情報による情報入手が困難になり、自己表現手段も限定され、結果的に社会的差別や被害を被る可能性が高くなる。義務教育9年間は、全ての国

民がそのような社会的差別を将来受けないように、基本的な識字能力を中心とした社会的基礎学習を保障する機関であるが、登校拒否児は制度としての学校に通わない。したがって、学校に在籍し、そこで学習したならば開発されるであろうような能力を開発する機会を失うのである。

これは個人の立場にたって考えれば、学習権が保障されていないという問題となる。また、国民教育の立場から言えば、社会生活に必要とされる一定水準の文化的な能力を習得する機会を失った国民をもつという問題である。双方にとって、この状態が望ましい状態でないことは明らかである。

過去30年余りの実績が示すように、登校拒否児の中には精神医学、心理学的治療を必要とする例がある。しかし、同時に精神医学や心理学的アプローチだけで問題の全てを解決することはできないことも明らかになった。それを示す実例として、学校には通えるが学校でないところへなら通える生徒の数が増加しているのである。また、忘れてならないは、どこにも行けないで家に閉じ込められている多くの子ども達がいるということである。

問題解決は二つの側面からなされなければならないであろう。一つは、現実に登校拒否をしている子ども達にどのような受け皿を用意するかという側面である。そして、もう一つは、登校拒否がおきかないような学校作り、ひいては教育体制作りという側面である。後者は、登校拒否問題だけでなく、現在の教育全体に関わる問題であり、この方面での研究はこれまでもさまざまにされ、現在まで続いている。したがって、ここでは言及しない。問題は前者に関する対応の姿勢である。そして、民間私塾の研究はこの対応に属する問題である。

登校拒否児達と直面しているのは、第1に登校拒否児をクラスに持った担任の教師、ならびにその子を取り巻く学校の関係者と親である。それに加えて、学校外の関係者、行政や民間の相談機関の関係者、病院関係者、研究者などがある。これまで、こうした人々の間で、登校拒否を起こした子どもにどのように協力して対応していくのかについての合意はなかったように思われる。それがこの問題を複雑な袋小路に追い込んできた。したがって、いま

最も必要なのは、これらの人々の間に相互コミュニケーションの場を作ることである。その中心となるのは、この問題が公教育に関わるものである以上、行政の相談機関が最もふさわしいであろう。つまり、行政側は、公教育の現実に登校拒否という現象が生じたことによって、新たな行政需要が生じたことを認識し、この行政需要に対処するための施策を行い、その実行を行政の相談機関で行えるよう、行政の相談機関を柔軟なネットワークの中心にしていくべきである。

私たちは多様な登校拒否原因に対応する、多様な対応を用意しなければならない。まず、精神医学や心理学的治療が必要である子と、必ずしもそのような治療が必要ではない子に別々な対応をする必要がある。治療が必要な子に対しては、その治療を優先させることであり、治療の進展によってその都度、その子のその後の方向を考えていくことが望ましい。問題は、必ずしも専門的治療を受ける必要のない子ども達である。この子ども達は先の統計で、登校拒否の直接のきっかけが「その他・不明」の子ども達であり、数的には全体の約半数を占め最も多い。

彼らへの対応を考えると、最も議論の分かれるのが、子ども達を再びもとの学校に戻すべきか、それとも学校に代わる道を作るべきかという議論である。これまでは、教師も学校も登校拒否児をクラスの戻すことが最も良い解決だと考える傾向があった。しかし、学校に戻すことだけが選択肢ではなく、学校に戻さなくてもいい選択肢を作ることも可能なのではないかという意見も出ている。文部省は現在公的に設置されている行政の相談機関ならびに相談学級などにおける適応指導について検討に入った。しかしながら、適応指導という表現で明らかなように、これは最終的にはもとの学校に戻すことを想定している。この立場に立つと、当然の事ながら、民間私塾は視野の外に置かれる。そして、これまでも存在し、これからも増えていくであろう民間私塾に通う子ども達を切り捨ててしまうことになる。これは公教育の責任を果たしうるのであろうか。

しかしながら、たとえ現在の民間私塾が存在し続け、それが機能していこ

うと、行政が今後民間私塾を公教育の一貫として取り込んでいく可能性は現在のところ少ないように思える。それは次のような理由による。

- ① 公教育体制に風穴が開く可能性があること。もしも、民間私塾を認め、そこでの教育を学校に代わるものであるとした場合、現在の登校拒否児数は激増する可能性がある。というのは、学校に代わる道が開けたとき、登校拒否児の何十倍も存在するであろう、潜在的な登校拒否児が雪崩をうって新しい教育機関に流れる可能性があるからである。また、もしもそのような道が開かれた場合、受験を目的とした進学的な私塾も隙間を縫って入って来る可能性がある。そのような事態は明治5年以来日本の教育体制が営々と築き上げてきた公教育体制を突き崩すことにもなりかねない。
- ② 民間私塾の経営者とスタッフが必ずしも専門の教育訓練を受けた人々ではないこと。戸塚ヨットスクールや風の子学園の例などを見て分かるように、民間私塾で働く人々は、必ずしも専門的な教育訓練を受けた人々ではない。このようないわゆる無資格教師による教育を公に認めてしまうと、教員養成システムの根幹に風穴が開くことになる。また、何の専門性も持たない人々の手による教育を認定することで、義務教育としての教育責任を果たせるかどうかという問題が生じる。
- ③ 民間私塾の教育水準が明らかでないこと。現在ある多くの民間私塾は経営的にはかなり苦しい。その結果、施設、設備は貧困であり、学校教育に代わりうる一定水準の施設、設備は整っていない。また、カリキュラムにも一定水準のものがなく、公教育に代わって学習権を保証できるかどうか定かではない。これらに対応するためには、視学官制度のようなものが必要となるかも知れないが、そのような対応ができるかどうかは問題である。
- ④ 公的補助金の問題。仮に行政が民間私塾での教育を学校教育の一貫として認めた場合、教員給与に対する補助金などをどうするかという問題が生じる。そのような資金を行政予算の中に織り込むには、その施策を支持する幅広い国民的合意が必要であるが、現在のところ、そのような合意が得られる可能性は少ない。

- ⑤ 学校との関係を調整することの難しさ。もしも学校に代わるオルタナティブな道を開いた場合、その選択権はどこにあるのか、またその選択を誰が認定するのか、という困難な問題が生じる。

こうしてみると、行政の民間私塾認知はかなり困難であることが予想される。では、そうであるなら民間私塾の研究は意義をもたないのだろうか。私はそうは考えない。民間私塾の研究は次の2点で大きな研究意義を持つと考える。

- ① 民間私塾で行われている実験的な教育は、学校教育を人間化していくための示唆を与える可能性がある。登校拒否の増加は管理教育の強化となんらかの相関関係があるのではないかという指摘がある。言い換えれば、学校が子ども達の生活する場としてふさわしい環境でなくなっていくにつれて、登校拒否が増えたのではないかという指摘である。すなわち、学校の非人間化が登校拒否を生み出したという主張である。この立場に立てば、学校を子ども達の生活する環境にふさわしいものに変えていくことにより、登校拒否問題は解決の方向に向かうと推察される。また、登校拒否児は非人間的な学校からはじき出された子ども達、あるいは自分の身を守るために無意識のうちに学校との関係を絶とうとしている子ども達だととらえることができる。トンネル掘削の最先端部にガス漏れ検知のために置かれるカナリアのように、最も弱いものが危険に対して最も敏感に反応しているのかも知れない。もしそうならば、登校拒否を起こしている子ども達が何を考え、どんな思いで生きているのか、そして、なぜ学校に行けなくなってしまったのかを正確に理解することは、非人間化された学校の問題点を考える上でとても重要な手がかりとなるであろう。そして、この手がかりは、逆に、学校を人間化していくために有効な手がかりともなるであろう。子ども達が健康で、安全で、幸福な学校生活を送れるようにするためには、登校拒否問題からの教訓が役立つと考えられる。
- ② 民間私塾の研究は、よりよい教育実践の方法を探ることになりうる。民間私塾の中には欧米のフリースクール運動に影響されているものもある。⁶⁰

それらは、正規の学校に代わるオールタナティブな学校を摸索しているともいえる。特に、彼らは現在の知識注入型の学校教育に対して異議を申し立てており、知識注入型の系統学習よりも、子ども達の興味にしたがった発見学習的な方法を目指す傾向がある。また、子ども達の傷ついた心を回復する手段としての自由な遊びや、自己表現力を伸ばすための音楽、美術などの芸術表現が重視される傾向もある。こららはある意味では大胆な教育実験だともいえる。暗中摸索の中で、そのような新しい教育のあり方を試みている民間私塾の教育実践は、貴重な教育遺産である。

ここに指摘したように、教育学的視点にたった民間私塾研究は、登校拒否問題を教育の根幹に関わる問題と結びつけることによって、今後ますますその意義を深めていくのではないだろうか。

おわりに

登校拒否問題は、登校拒否児の研究だけでは解決できない。より根本的な問題は学校、および社会にある。だが、言うまでもなく、学校に通うことを否定すること、学校教育をすべての悪の原因とすることでこの問題が解決されるわけではない。私たちが近代的学校知の体系を基礎とした文明を維持し、その文明の上に未来社会を創っていこうとするならば、必然的に知の体系を学ばなければならない。それを効率よく、しかも学習権を保障する場としては、やはり学校の果たす役割は大きいのである。

しかしながら、近代公教育の歴史の中で学校体制の硬直化、あるいは非人間化が行きすぎ、それが登校拒否の根本原因の一つであると考えられるのならば、その行き過ぎは修正されなければならない。公害の苦い教訓が環境基準を生み出したように、失敗の教訓を経て新たな道は創造されるのである。今後、登校拒否児、および彼らのための民間私塾の研究が積み重ねられることによって、新しい可能性が見えてくるかも知れない。まだまだ課題は多いが、登校拒否問題への取り組みが、教育の人間化を目指す取り組みの一つとなることは間違いないであろう。

注

- (1) 「登校拒否」という用語は定着した研究用語ではないけれども、この論文では、とりあえず一般に流布しているこの用語を、筆者は用いる。なお、「登校拒否」という用語についての問題は、論文の中で述べられている。
- (2) 橋本幸晴 「研究の動向と指導への貢献度」学校教育相談の理論・実践事例集 登校拒否のすべて 1-1-4 第一法規出版 1990年
- (3) 1991年 8月28～30日に開催された日本教育学会では、ラウンドテーブルの一つに「不登校・登校拒否」が設けられ、30名を越す参加者が活発な論議を交した。
- (4) 登校拒否児を対象とした民間の教育施設をここでは一括して私塾と呼ぶ。しかし、教育施設といっても、そう考える際の基準をどこにおくかは明確ではない。今後の研究が必要であるが、とりあえずここでは現実に活動をおこなっているものを総称して呼ぶ。
- (5) 1976年に愛知県知多郡美浜町に開設された情緒障害児のための民間教育施設。校長は戸塚宏。ヨット訓練による矯正教育を特徴としていたが、1979年2月以来、訓練生の死亡3人、行方不明（後に死亡と認定）2人の事故をおこした。現在、「暴力」か「教育」かで係争中。
- (6) 広島県三原市鷺浦町の小佐木島にある自閉症や登校拒否の子ども達のための民間教育施設。学園長は坂井幸夫。1991年7月29日、少年と少女二人がタバコを吸った罰としてJR払い下げの貨物コンテナに入れられ、脱水症状で死亡するという事件が起こった。
- (7) 1985年、東京都北区東十条に、既存の学校が持っている競争や管理を排除し、子どもの個性を發揮できる自由の場として開設された民間教育施設。おもに登校拒否児が在籍する。代表は奥地圭子。
- (8) 文部省の「学校不適応対策調査研究協力者会議」（主査＝坂元昇一・千葉大学教授）が1990年12月に出した中間報告。

- (9) 長岡利貞 「欠席と欠席率」学校教育相談の理論・実践事例集 登校拒否のすべて 1-1-2 第一法規出版 1990年 4 ページ
- (10) 前掲書 4 ページ
- (11) 1990年7月6日午前8時30分頃、神戸市西区美賀多台九丁目、県立神戸高塚高校（野村夫校長，生徒千五百六十三人）で，登校してきた同校1年石田僚子さんが生徒通用門の扉に挟まれて死亡した。8時半登校をチェックするため通用門の中には同校教諭がおり，午前8時半のチャイムが鳴るとほぼ同時に鉄製の扉が閉められた。形式的で，強制的な生徒管理が社会に問題を投げかけた。
- (12) サマーヒルでは学校の運営の中心は子どもと大人とが同等の権利を有するミーティングという自治で決定される。授業参加も自由であるが，一旦授業に出席すると子ども自身が決めた授業には出席が義務づけられる。
- (13) 行政の相談所には，各都道府県の教育センター，教育研究所，教育相談所（室），児童相談所などがある。
- (14) 大学の教育学，心理学研究室に付設された相談室や日本いのちの電話連絡加盟センターなどがある。
- (15) 伊藤隆二 教育心理 1989年9月号
- (16) 朝日新聞 1990年12月19日 朝刊，夕刊
- (17) 東京シューレの代表である奥地主子は自分の子どもをA. S. ニールのサマーヒルで教育を受けさせている。また，府中にある地球の子ども家ではパットモンゴメリーのクロンララの通信教育を行っている。

参考文献

- 玉井 収介 登校拒否 教育出版 1979年
 東山 紘久 登校拒否 創元社 1984年

- 学校に行かない進学ガイド 別冊宝島 J I C C 出版局 1986年
自前の学校をつくる 80年代34 野草社 1986年
学校に行けない子ども達 現代のエスプリ 至文堂 1988年5月号
『ひと』編集委員会編 登校拒否 太郎次郎社 1989年
学校教育相談の理論・実践事例集 登校拒否のすべて 第一法規出版 1990
年
奥地圭子 東京シュレー物語 教育資料出版会 1991年
世界 1989年5月号

**A STUDY ON THE SCHOOL REFUSAL
PROBLEM IN JAPAN**
— In Terms of Private *Juku* Schools
for School Refusal Children —
(English Résumé)

Akito Terao

Recently Japanese society has been strongly interested in the school refusal problem which is continually informed by mass media. Behind this interest, there is the fact that the number of school refusal children has been rapidly increasing these 10 years. For example in 1987 there were 5286 school refusal children in the primary school and 32725 students in the junior high school.

School refusal problem began to be recognized among those who were concerned in the late of 1950' in Japan. After that, this problem has been examined in the domain of psychiatry and psychology for more than 30 years while there is little studies in that of pedagogy. This paper tries to discuss about this problem from the point of the educational practice, especially in terms of private *juku* schools for school refusal children.

The past studies of school refusal problem have four characteristics as below;

1. There were no clear definition of the term "school refusal" among researchers. So several similar terms are used to explain this problem such as school phobia, dislike school, drop-out and truancy.
2. The object of the study has changed. In the beginning the main object of the study was the school refusal children themselves. But after that

the object was gradually changed to their family background, their teachers and their schools.

3. The recognition of the cause of school refusal has changed. In the beginning the cause was thought with the children themselves. But after that the cause gradually became to be thought with the change of family style or social change.
4. There was no study on the activity of private *juku* schools for school refusal children, although the number of private *juku* schools is increasing year by year.

In this paper I define “school refusal” as the condition in which a child does/can not go to the school more than 50 days in a scholastic year from his/her own mental reasons.

To understand this problem we should understand the meaning of the attendance. In our school system all students are compulsorily requested to attend the school every day without being late and leaving school. The absence is regarded as a bad manner by their parents, teachers and society. Of course there are some reasonable reasons of the absence such as sick, accident and mourning. But other reasons are regarded as the unreasonable absence. And it is condemned.

If the school would be a comfortable place for all students, the school refusal problem would not occur. But unfortunately the school life is not interesting for most of Japanese children nowadays, especially those who don't like to be involved in the severe entrance examination competition which is very tough and over-burdened for them.

Generally speaking most of the people have inclined to think the cause of school refusal was in child's own mental problem. In fact in 1983 Ministry of Education also express the same opinion in a report in which they said that school refusal have its origin in child's own personal character or

emotional interaction between mother and her child.

But the rapid increase of the school refusal children requires us to change the former explanation. In 1990 Ministry of Education has changed their opinion in the report in which they said that the main cause of school refusal was not originating in child's own personal character but in our social change which included excessive expectations of parents to their children, the very severe entrance examination competition, and so on.

Still the ratio of school refusal students is less than 1% of the total students. But this number should not be regarded as the small number. Because it will be thought that the number of the potential school refusal children would be several times than that. And most of them don't have any opportunities to study. It means that they are not assured of their own right of basic learning.

In this situation private *juku* schools for school refusal children have set up and have been increasing. These *juku* schools are mostly small in their scale and are run by those who have a will to give children an alternative place for study.

In spite of the practical activity of these private *juku* schools, educational researchers have paid less attention to them. Because the total number of *juku* schools was so small (there were 22 private *juku* schools at least in 1989 by the examination of Ministry of Law), and there were little documents and informations about them. We don't know what kind of education is going on in them, what qualifications stuffs have.

But it is necessary for educational researchers to study this problem. And now we can see two possible ways to assure students of their right of basic learning. First one is to prepare places where school refusal children can spent their time with no fear and study something to develop their ability as possible as they can. And second one is to make present schools more comfortable.

To make these ideas present we should recognize “school refusal” as below;

1. School refusal is not an individual disease but a social disease.
2. The reason of school refusal is complicated. So we should not try to endeavour to find only one reason for resolution. Various approaches are important.
3. The essence of the problem is connected with the purpose of living. So it is important to find a way to make a school comfortable in which children can live vividly.

But even if the number of private *juku* schools would increase suprisingly, there is little possibilities that Ministry of Education would admit the education of such *juku* schools as formal education. Because it might break present school system.

Nevertheless, the study of *juku* schools is still important. Because it will give us a good idea to make the school more humanistic. And it will give us a practical hints to understand what the school refusal children are thinking, what kind of feeling they have to the school and why they do/can not go to the school. The results from this kind of research will give us various ideas to assure children of healthy, safety and happy school life.

